

新庄・最上さくらが丘斎苑
指定管理者募集要項

令和7年度
新 庄 市

目次

1. 指定管理者募集の目的	1P
2. 新庄・最上さくらが丘斎苑の概要	1P
3. 指定管理者が行う業務	1P
4. 指定期間	1P
5. 指定管理者の指定申請	1P
6. 募集期間等	2P
7. 指定管理料	3P
8. 応募に関する留意事項	3P
9. 経理に関する事項	4P
10. 審査及び選定に関する事項	5P
11. 協定に関する事項	6P
12. 関係法規の遵守	6P
13. その他	7P
14. 問合せ先	8P

1. 指定管理者募集の目的

新庄市では、火葬場にふさわしいサービスの向上とその効率的な管理運営に向けて、「新庄・最上さくらが丘斎苑」に対して指定管理者制度を導入しております。指定管理者の選定にあたり、火葬場としての管理運営を積極的に行う意欲ある事業者を募集します。

2. 新庄・最上さくらが丘斎苑の概要

- (1) 名 称 新庄・最上さくらが丘斎苑
- (2) 所 在 地 新庄市大字鳥越字南沢山神沢 3 7 7 9 番地
- (3) 施 設 概 要 別紙「新庄・最上さくらが丘斎苑指定管理者仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに。
- (4) 火 葬 件 数 人の火葬 7 1 5 件 その他小動物など 2 8 1 件（令和 6 年度）

3. 指定管理者が行う業務

指定管理者が行うべき業務は、新庄市火葬場設置及び管理に関する条例に基づくものであり、主要業務は下記のとおりです。（具体的内容は「仕様書」に記載。）

■主要業務

- ①火葬に関する業務及び火葬証明発行業務
- ②火葬場使用料徴収業務
- ③施設及び設備等の維持管理に関する業務
- ④施設の環境整備に関する業務
- ⑤その他市長が管理運営上必要と認める業務

4. 指定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

5. 指定管理者の選定方式

指定管理者の選定は公募型提案方式とします。書類審査による第 1 次審査、面接審査を含めた第 2 次審査により、指定管理者候補を選定します。

6. 指定管理者の指定申請

指定管理者の申請及び選考スケジュール(予定)

※第 1 次審査結果は、第 2 次審査日に文書をお渡しします。第 2 次審査（事業者ヒアリングの開催時間）については、応募者に F A X 等で通知します。

(1) 募集要項の配付

- ①配付期間 令和 7 年 9 月 1 日（月）から
- ②配付場所 新庄市沖の町 1 0 番 3 7 号
市民課住民・年金係
電話 0233-29-5818（直通） F A X 0233-22-2122
E-mail shimin@city.shinjo.yamagata.jp
- ③配付時間 平日 8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで

(2) 現場説明会・募集要項説明会の開催

- ①開催日時 令和7年9月12日(金) 16時00分
- ②開催場所 新庄・最上さくらが丘斎苑(新庄市大字鳥越字南沢山神沢3779番地)
- ③参加人員 各団体3名以内
- ④事前申込 募集要項説明会兼現場説明会申込書を、郵送、FAX 又は E-mail 等にて新庄市市民課に9月10日(水) 12時まで提出して下さい。

(3) 提出書類に関する質問の受付

- ①受付期間 令和7年9月19日(金) 17時15分まで必着。
- ②提出方法 質問書に記入の上、持参、FAX 又は E-mail にて新庄市市民課へ提出して下さい。(FAX送信票を参考)

(4) 提出書類に関する質問の回答

- ①回答方法 説明会参加者に対して文書又は E-mail (FAX) にて回答します。
- ②回答月日 令和7年9月26日頃

(5) 申請書類の受付

- ①受付 令和7年9月30日(火) 17時15分まで必着。
- ②提出場所 新庄市沖の町10番37号
市民課住民・年金係 電話 0233-29-5818(直通)
- ③提出方法 下記による提出書類(正1部、副7部)を、市民課住民・年金係へ郵送か持参により提出して下さい。

提出書類等

番号	書類名称	備考	提出形式
1	指定管理者指定申請書	様式第1号	正1部、副7部
2	法人又は団体の概要		正1部、副7部
3	貸借対照表、損益計算又は収支計算書(新規設立の場合は財産目録)	過去3年間分	正1部、副7部
4	定款、寄付行為、規約その他これらに相当する書類		正1部、副7部
5	法人登記簿謄本(法人の場合)		正1部、副7部
6	代表者の印鑑登録証明書(法人以外の場合)		正1部、副7部
7	役員の名簿	参考様式1	正1部、副7部
8	市民税(法人)、固定資産税(土地、家屋、償却資産)の納税証明書	過去1年間分	正1部、副7部
9	新庄・最上さくらが丘斎苑の管理に関する事業計画書	参考様式2	正1部、副7部
10	新庄・最上さくらが丘斎苑の管理に関する収支計画書	参考様式3	正1部、副7部
11	応募資格に関する届出書	参考様式4	正1部、副7部

※その他の資料の提出を求める場合があります。

※提出書類等については新庄市情報公開条例の対象となります。

(6) 第1次審査 令和7年10月17日(金) 13:30 (予定)

(7) 第1次審査結果の通知

①通知月日 令和7年10月17日(金) (予定)

②通知方法 審査終了後、応募者に対して直接通知

(8) 第2次審査(事業者ヒアリング)の開催

取組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等の確認のため、事業者ヒアリングを以下のとおり開催します。

① 開催日時 令和7年10月17日(金) 14:30から (予定)

申請団体に時間を指定して通知します。

②開催場所 新庄市役所 3階 301 会議室

(9) 第2次審査結果の決定・通知

審査結果を下記のとおり通知します。

①通知日時 令和7年10月下旬

②通知方法 審査結果を郵送にて通知

7. 指定管理料

指定管理業務に係る経費(指定管理料)は会計年度ごとに協定を締結の上、予算の範囲内で支払います。指定管理者指定申請書の添付書類である事業計画書並びに収支計画書を作成する際の参考金額は30,646,705円(消費税及び地方消費税を含む)です。

なお、支払い時期や支払方法等の詳細は別途協議します。

8. 応募に関する事項

(1) 応募資格

応募者の資格は、新庄・最上さくらが丘斎苑の管理運営業務を円滑に遂行できる能力と、安定的かつ健全な財務能力を備えていること。新庄市又は最上郡の町村に事務所を有する法人又はその他の団体(個人は不可)とし、次の①～⑥に該当しない法人又は団体とします。

①新庄市又は最上郡の町村に事務所を有していない企業等

②地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する企業等。

③新庄市又は最上郡の町村の指名停止措置を受けている企業等

④会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立てをしている企業等又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている企業等。

⑤市民税(法人)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)を滞納している企業等。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員、及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係にあるもの(従業員を含む)。

(2) 応募に関する留意事項

①要項承諾 新庄・最上さくらが丘斎苑指定管理者指定申請書の提出をもって、募集要項及び仕様書の記載内容を承諾したものとみなします。

① 費用負担 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。

- ③変更禁止 提出書類の変更は認めません。
- ④使用言語 提出書類の使用言語は日本語とし、通貨単位は円とします。
- ⑤書類取扱 提出された書類は返却しません。
- ⑥資料取扱 新庄市市民課が提示する資料は、応募に係る目的以外の使用を禁止します。

(3) 応募無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は無効とします。

- ・提出書類の提出後、指定処分前に、不渡手形又は不渡小切手を出した場合
- ・同一の応募者が複数の提案を行った場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・著しく信義に反する行為があった場合

9. 経理に関する事項

利用料金制は採用しません。火葬料金をはじめとする使用料等は全て新庄市に納入していただきます。指定管理者は、新庄市が支払う本事業にかかる指定管理料を自らの収入とすることができます。

(1) 指定管理料の払い時期

原則として、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとの指定管理料を決定し支払います。なお、具体的な支払い時期や方法は協定にて定めます。

(2) 指定管理料に含まれる経費

- ・人件費（退職給与引当金含む）
 - ・施設維持管理業務費（設備保守管理費、清掃費、修繕費、警備費等）
- ※軽微な修繕は指定管理者において行なうこと
- ・光熱水費、燃料費、通信費、消耗品費（消耗品その他必要なもの）

(3) 使用料等について

使用料等は、1ヶ月間に徴収した額を次月中に新庄市が指定する金融機関に払い込むこと。

(4) 使用料等の減免

使用料等の減免は新庄市が決定します。

(5) 協議事項

特に業務範囲及びその内容が、当初予定していたものと著しい差異が生じた場合は、年度途中であっても指定管理料について協議します。

10. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法

指定管理者の選定にあたっては、第1次審査及び第2次審査の二段階審査を行います。

審査にあたっては、「指定管理者候補選定委員会」（以下「委員会」という。）にて、委員会の審査による選定を受け、指定管理者候補を決定します。（なお、委員会は非公開とします。）

(2) 第1次審査

- ①書類確認 法人又はその他の団体からの提出書類について、事務局で確認を行います。
- ②審査方法 提出された書類を基に、委員会において審査を行います。

(3) 第2次審査

第1次審査通過者に対し面接方式のヒアリングを行い、取組み姿勢、提出書類の内容、セールスポイント等の確認を行います。

提出された書類とヒアリング結果を基に、委員会において評価の協議を行い、指定管理者候補を選定します。

(4) 指定管理者選定の評価項目

審査における評価項目、評価の視点は以下のとおりです。

第1次審査の評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点
資格審査	応募資格①～⑥に該当しないこと

第2次審査の評価項目と評価の視点

評価項目	評価の視点
サービスの提供	①市民の利用に際し、公平性が考慮されているか。 ②公平性確保に向けた業務マニュアル及び管理体制確立について考慮されているか。 ③利用者サービス向上、苦情等に対する施策が考慮されているか。 ④職員の意識向上を図る施策が考慮されているか。 ⑤心付け等の受取り禁止行為の十分な認識と対応が明示されているか。
経営状況	①現在の団体の財務状況が新庄・最上さくらが丘斎苑を管理する上で十分であるか。また、新庄・最上さくらが丘斎苑の管理に際して、支障をきたさない内容であるか。
環境管理	① 公害防止及び省エネ等に対する取組みが示されているか。 ② 廃棄物の適正処理が示されているか。 ③ 施設、敷地内の環境整備の対応が十分であるか。
事業計画	①外部委託業務の範囲、委託理由、委託先が明確に示されているか。 ②緊急時における業務対応方針が明確に示されているか。 ③施設における安全対策方針が示されているか。 ④利用者の要望、苦情への対応方針が具体的に示されているか。 ⑤正月明けや友引明けの火葬集中時期への対応方針が示されているか。
	①新庄・最上さくらが丘斎苑の役割及び業務内容を十分に認識しているか。 ②建物・設備保守管理業務内容を十分に理解し、円滑な遂行が可能か。
	①職員の配置計画は適正か。 ②責任者以下の指揮命令系統や組織構成が明確に示されているか。 ③職員の労働時間は明確に示されているか。 ④定期的な職員研修の実施が示されているか。
	①個人情報保護の適切な管理の措置が示されているか。
管理経費	①参考価格を目安にして効率的な業務実施の考え方を「収支計画書」に入れているか。 ②仕様書に定める業務を実施するうえで妥当なものとなっているか。
その他	①上記以外の全体的な評価等

1 1. 協定に関する事項

(1) 基本的な考え方

指定管理者候補選定委員会の審査に基づき、指定管理者候補を決定します。
指定管理者指定議案の議決を経て、指定管理者に指定されます。

(2) 協定内容

指定管理者と締結する主要な協定内容は、下記の事項を予定しています。

- ・事業計画に関する事項
- ・使用許可等に関する事項
- ・管理に要する費用に関する事項
- ・管理を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・管理業務の報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・その他市長が必要と認める事項等

(3) 管理業務の水準が低下した場合の措置

定期的に監査を行い、指定管理者の管理業務の水準が低下したと認められる場合、必要な指示を行い、指示に従わないとき、その他管理を継続することが適当でないと認めたときは、指定を取り消します。

1 2. 関係法規の遵守

業務の遂行にあたっては、火葬場に係る法令等を遵守してください。

1 3. その他

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

①指定管理者の責めに帰すべき場合

指定管理者の責めに帰すべき理由により、業務の継続が困難になった場合は、新庄市は指定を取消します。その場合、新庄市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとしします。

さらに、次期指定管理者が円滑に新庄・最上さくらが丘斎苑の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとしします。

②指定管理者の責めに帰することができない場合

新庄市並びに指定管理者双方の責めに帰すことができず、業務の継続が困難となった場合は、事業継続の可否について協議するものとしします。

業務の継続を行わないときは、次期指定管理者が円滑に新庄・最上さくらが丘斎苑の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとしします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、または、協定書に記載していない事項が生じた場合は、新庄市と指定管理者は協議のうえ決定するものとしします。

(3) 役割分担に対する方針

協定締結にあたり、本市が想定する主要な役割分担の方針は、次に示す「役割分担一覧」のとおりです。

役割分担一覧

業務範囲・内容	No	想定される役割	役割分担	
			本市	事業者
募集要項	1	募集要項等の誤り、内容の変更に関するもの	●	
応募	2	応募費用に関するもの		●
制度関連	3	法制度・許認可・税制度の新設、変更に関するもので本施設の用途に限定したもの	●	
	4	上記以外の法制度・許認可・税制度の新設、変更に関するもの	●	
不可抗力	5	風水害、地震等の不可抗力による建物・設備の損害等	●	
施設等の破損	6	本市の事由による敷地・建物の破損に関するもの	●	
	7	事業者の事由による敷地・建物の破損に関するもの		●
維持管理業務、建築物、建築設備、外構、備品、維持管理業務	8	本市の事由による建物・設備等の変更に伴う、事業者が実施する設備の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの	●	
	9	事業者の事由による建物・設備等の変更に伴う、事業者が実施する設備の点検・保守・補修の遅延、費用の増加に関するもの		●
	10	事業者の不備の火災による損害に関するもの。火災への対応に事業者の不備があったことに起因する損害拡大に関するもの		●
	11	事業者の維持管理業務の不備による事故、怪我の発生に関するもの		●
	12	事業者の維持管理業務に伴う備品等の破損に関するもの		●
	13	事務用品等の用意に関するもの		●
清掃・環境衛生管理業務	14	事業者の事由による第三者（利用者を含む）からのクレーム、事故、病気等の発生に関するもの		●
警備業務	15	事業者の警備業務の不備による事故、盗難、火災等による損害に関するもの		●
業務共通	16	第三者(利用者を含む)の事故・怪我・病気に関するもの。怪我人の応急措置及び病院への連絡等の対応の不手際に関するもの		●
	17	本市の事由による業務の遅延、費用の増加や損害に関するもの	●	
	18	事業者の事由による業務の遅延、費用の増加や損害に関するもの		●
	19	サービス内容に対する利用者からのクレーム・損害に関するもの		●

14. 問合せ

新庄・最上さくらが丘斎苑指定管理者募集に関する問合せは、下記のとおりです。

問合せ先：市民課住民・年金係

〒996-8501 新庄市沖の町10番37号

電話0233（29）5818（直通）

FAX0233—22—2122

E-mail shimin@city.shinjo.yamagata.jp